

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

298

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲

提案団体

広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

【支障事例】

経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。

【制度改正の必要性】

現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。

【新たな情勢変化】

国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しが検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」こととされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【権限移譲による効果】

複数の都道府県で、商工会等が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを実施しており、財源措置と合わせた移譲により地域の実情に精通した都道府県が認定することで、適切なPDCA管理が可能になる。

なお、経営発達支援事業の実施に伴い、現行の認定計画に対する伴走型補助金の財源と、商工会・商工会議所の人員増に対応するための人件費に対し、十分な財源措置が必要。

【懸念と対応策】

計画認定の状況が異なることにより権限移譲を希望しない都道府県がある場合には、手挙げ方式の採用により、希望する都道府県へ順次、権限移譲を行っていく方法も考えられる。

根拠法令等

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条
同法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富山県、大分県

○本県でも提案団体と同様、経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受ける事例があり、着実な計画実施に大きな支障をきたすおそれが生じている。
○地域を支える小規模事業者の活性化に向けては、県・市町村と商工会・商工会議所が一体となって取り組むことが不可欠である。このため、小規模事業者支援法を見直し、小規模事業者やその活動を後押しする商工団体支援に当たって県と市町村の役割を明確化し、併せて、この見直しを踏まえた伴走型補助金の十分な予算確保を行うとともに、地方交付税措置などの財政支援を拡充することになれば、法改正の意味があるため、左記の意見に賛同する。

各府省からの第1次回答

○小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画については、これまでに、全国の商工会又は商工会議所の約7割(1,573単会)の認定を国が行ってきたが、都道府県の関与にバラつきもみられることから、権限委譲した場合、全ての都道府県において、積極的に経営発達支援事業の普及及びPDCAサイクルの確立が行われるのか懸念が払しょくされない。
○一方、商工会又は商工会議所においては、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているものの、十分な人件費の手当てがなされていない自治体も散見されており、計画認定に係る都道府県の関与を明確化させ、人件費に反映させる必要性が生じているのも事実。
○伴走型補助金は認定計画の実行性担保のために一体的な執行を進めるため、国費において事業費をまかなっているところであるが、人件費と連動させるための工夫も必要であると認識しているところ。
○こうした課題も踏まえつつ、現在、市町村や都道府県との協力的体制確立に向け、中政審・小規模企業基本政策小委員会で議論を開始したところ。本委員会は5月から11月にかけて審議し、11月には、自治体との連携をより深めた形での小規模企業政策を論点整理として取りまとめる予定である。国と都道府県の役割分担、認定権限の委譲が良いかどうかも含めて、こうした議論の中で、慎重に検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○経営発達支援計画の認定について、都道府県の関与にバラつきがある点については、伴走型補助金の財源(事業費・人件費)を確実に確保することを前提に、手あげ方式による試行的実施も考えられる。
○中政審・小規模企業基本政策小委員会で、人件費と連動した事業実施について、本提案を含めご検討いただきたい。
○なお、商工会又は商工会議所において、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているものの、十分な人件費の手当てがなされていない点については、次々と商工会等に課せられる新たな課題、事業に対して国庫補助又は特別交付金等の支援も別途併せてご配慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省は都道府県の関与にばらつきがみられるため権限移譲に懸念があるとの見解を示しているが、都道府県が適切に関与を行うために権限移譲を求めるものである。
小規模事業支援事業は直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されていることから、商工会・商工会議所の経営発達支援計画の認定について都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに、事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。
また、全国一律の移譲が困難である場合には手挙げ方式の活用も検討すること。
なお、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

各府省からの第2次回答

○経営発達支援計画の認定権限移譲について、伴走型補助金の財源(事業費・人件費)確保を前提とした「手あげ方式」の試行的実施をご提案いただいているところだが、現行、伴走型補助金は、事業費のみを対象としており、人件費は含まれていない。事業費と人件費をどのように連動させていくのかについては課題であると認識している。併せて、「手あげ方式」を採用する場合には、事業費と人件費との連動性を含めた認定計画の実効性を担保する仕組みづくりが必要であると考えている。

○現在、市町村や都道府県との協力体制確立に向け、中小企業政策審議会・小規模企業基本政策小委員会で議論しているところであり、本年中に、自治体との連携をより深める形での小規模企業政策について論点整理したうえで、取りまとめる予定である。そうした中で、「手あげ方式」の実効性等について全国知事会等と意見交換のうえ、慎重に検討しながら、同審議会の取りまとめ結果に反映させるなど、必要な措置を講じていく。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)

経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。